

那珂市議会産業建設常任委員会記録

開催日時 令和元年12月11日(水)午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 木野 広宣 副委員長 花島 進
委員 小池 正夫 委員 石川 義光
委員 關 守 委員 福田耕四郎

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 君嶋 寿男 事務局長 寺山 修一
次長 飛田 良則 書記 小泉 隼

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐職以上と発言者)

副市長 宮本 俊美	財政課長 茅根 政雄
財政課長補佐 石井 宇史	産業部長 篠原 英二
農政課長 平野 敦史	農政課長補佐 会沢 正志
商工観光課長 浅野 和好	商工観光課長補佐 川崎 慶樹
建設部長 中庭 康史	土木課長 今瀬 博之
土木課副参事 平野 敏	土木課長補佐 海野 英樹
都市計画課長 海老沢 美彦	都市計画課長補佐 高塚 佳一
建築課長 渡邊 勝巳	建築課長補佐 岡本 哲也
上下水道部長 根本 雅美	下水道課長 金野 公則
下水道課長補佐 猪野 嘉彦	水道課長 澤島 克彦
水道課長補佐 矢崎 忠	

会議に付した事件

- (1) 議案第68号 専決処分について(令和元年度那珂市一般会計補正予算(第3号))
…原案のとおり承認すべきもの
- (2) 議案第69号 専決処分について(令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第1号))
…原案のとおり承認すべきもの
- (3) 議案第74号 那珂市農業活動拠点施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第75号 那珂市都市公園条例等の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第76号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例

- …原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第 77 号 那珂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (7) 議案第 80 号 令和元年度那珂市一般会計補正予算 (第 4 号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (8) 議案第 82 号 令和元年度那珂市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (9) 議案第 83 号 令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算 (第 2 号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (10) 議案第 85 号 令和元年度那珂市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (11) 訴えの提起について
…執行部より報告あり
- (12) 那珂市空き家バンク制度実施要綱の改正について
…執行部より報告あり

議事の経過 (出席者の発言内容は以下のとおり)

開会 (午前 9 時 59 分)

委員長 皆さん、おはようございます。

少し時間が早いですけれども、皆さんそろっておりますので、始めたいと思います。

令和元年最終の常任委員会、また、この委員のメンバーでの最終の常任委員会になりますので、最後まで慎重なご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

開会前にご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は 6 名であります。定足数に達しておりますので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。

本日は、産業建設常任委員会の出席ご苦労さまです。

本日、審議内容といたしまして、議案 10 件、委員会関連が 2 件ありますので、木野委員長のもとでの慎重なるご審議をお願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。

ご苦労さまです。

委員長 続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は、産業建設常任委員会ご出席まことにありがとうございます。

本日、執行部からは、今、議長がおっしゃいましたように議案 10 件、その他報告案件 2 件でございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、別紙会議次第のとおりであります。

初めに、議案第 80 号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

財政課より一括してご説明願います。

財政課長 財政課長の茅根です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一般会計補正予算 1 ページをごらんください。

議案第 80 号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。

5 ページをお願いいたします。

第 3 表、繰越明許費になります。

7 款土木費、1 項道路橋りょう費、事業名、道路改良舗装事業 9,200 万円、3 項都市計画費、下菅谷地区まちづくり事業 1,862 万円。

6 ページをお願いいたします。

第 4 表、債務負担行為補正になります。

当委員会におきましては、下から 4 番目の排水機場自家用電気工作物保安管理業務とその下の八重桜まつり事業（駐車場警備等）の 2 つになります。期間といたしましては、どちらも令和元年度から 2 年度までとなっております。

15 ページをお願いいたします。中段になります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費 767 万 7,000 円。

16 ページをお願いいたします。

5 款農林水産業費、1 項農業費、4 目畜産業費 217 万 5,000 円、8 目経営所得安定対策費 137 万 3,000 円。

7 款土木費、1 項道路橋りょう費、3 目道路新設改良費 2,850 万円。

17 ページをお願いします。

4 目橋りょう維持費 500 万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 80 号を採決いたします。

本案は原案のとおり採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 80 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩 (午前 10 時 04 分)

再開 (午前 10 時 04 分)

委員長 再開いたします。

続きまして、議案第 68 号 専決処分について (令和元年度那珂市一般会計補正予算 (第 3 号)) を議題といたします。

財政課より一括してご説明願います。

財政課長 財政課です。引き続きご審議よろしくをお願いいたします。

それでは、議案書 1 ページ、議案第 68 号をごらんください。

議案第 68 号 専決処分について。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

2 枚お開きください。

令和元年度那珂市一般会計補正予算 (第 3 号) についてご説明いたします。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債補正になります。

追加として、農地・農用施設災害復旧事業債、限度額 1 億 3,170 万円。起債の方法、利率、償還方法につきましては、従前の方法と同じでございます。

8 ページをお願いいたします。中段になります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、5 目農地費 100 万円、7 目集落排水整備費 1,130 万円。

10 款災害復旧費、1 項土木施設災害復旧費、1 目現年度災害 1,036 万 2,000 円。

9 ページになります。

10 款災害復旧費、2 項農林水産業施設災害復旧費、1 目農地現年災害復旧費 4 億 1,983 万 9,000 円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

福田委員 4 ページの農地・農用施設災害復旧事業債、これはこの前の台風のあれですか。

財政課長 そのとおりでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 68 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 68 号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩 (午前 10 時 07 分)

再開 (午前 10 時 09 分)

委員長 再開いたします。

下水道課が出席しております。

議案第 69 号 専決処分について (令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算 (第 1 号)) を議題といたします。

執行部よりご説明願います。

下水道課長 下水道課長の金野と申します。ほか 3 名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、先ほどご審議いただいております一般会計補正予算書の最終ページ、12 ページをごらんいただきたいと思います。その脇のページになります。

議案第 69 号 専決処分について。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

2 枚お開きください。

令和元年度那珂市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) についてご説明いたし

ます。

3 ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費。

5 款災害復旧費、1 項農業集落排水施設災害復旧費、事業名、補助災害復旧事業 1 億 6,170 万円、単独災害復旧事業 1,750 万円。

4 ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正。

起債の目的、農業集落排水施設災害復旧事業債、限度額 7,950 万円。起債の方法、利率、償還の方法については従来のとおりでございます。

1 枚お開きください。6 ページになります。

歳入になります。款項目、補正額の順にご説明いたします。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、2 目農業集落排水施設災害復旧費国庫補助金 7,330 万円。

6 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金 1,130 万円です。2 目基金繰入金 1,000 万円。

8 款諸収入、1 項諸収入、3 目雑入 1,510 万円。

9 款市債、1 項市債、2 目農業集落排水施設災害復旧事業債 7,950 万円。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。款項目、補正額の順にご説明いたします。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 1,000 万円。

5 款災害復旧費、1 項農業集落排水施設災害復旧費、1 目農業集落排水施設現年度災害復旧費 1 億 7,920 万円になります。

こちらにつきましては、さきの 10 月 12 日の台風 19 号において、神崎額田地区、戸多北部地区の農業集落排水処理施設が冠水により、施設が浸水被害を受け、その復旧に要するものでございます。

具体的には、神崎額田地区においては、処理場にて浄化された処理水を流末排水へ送り込むマンホールポンプ 2 カ所が浸水被害を受けました。速やかに仮の基盤を設置し、仮稼働はしておりますが、現在は本復帰に向けた基盤を作成中でございます。

また、下江戸にある戸多北部地区でございますけれども、処理場及び中継ポンプ 3 カ所が浸水被害を受けました。処理場につきましては稼働はしており、水質も検査結果より異常はありませんでしたが、水につかってしまった基盤やポンプなどが今後において機能を失うこともあることから、現在、健全度診断調査を実施しているところでございます。この調査結果をもとに今後は処理場の工事を行い、また、中継ポンプにつきましても、神崎額田地区と同様に速やかに仮の基盤を設置し稼働はしておりますが、現在は本復帰に向けた基盤を作成中でございます。

なお、激甚災害の指定を受けており、先週の 12 月 5 日には災害査定を受け、国庫補助事業としての認定を受けております。

説明は以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

副委員長 国から大分補助が出るわけですが、そういう金額というのはどんなふうにして決まるのでしょうか。

下水道課長 災害復旧で、当初は処理場の施設は 2 分の 1 と言われていたんですけども、激甚災害指定になっていますので、これから国のほうからかさ上げの率について指示がある形になります。

副委員長 普通は 2 分の 1 で、激甚災害になると加算があるということですね、今のお答えでは。

委員長 よろしいですか。

ほかございますか。

關委員 先ほど下江戸地区とありましたけれども、場所はあそこの掛越というところの機場のところですか。

下水道課長 そのとおりです。

關委員 あそこは確か、県道も含めて冠水をしましたよね。小場江用水路が県道の西側に流れているんですけども、あそこの部分も含めて那珂川の氾濫によって冠水しましたよね。それも含めてですか、あの機場の建物と。

下水道課長 下水道課におきましては、農業集落排水処理場の分になります。委員のご質問の用水機場につきましては、農政課のほうが予算化しております。

關委員 なるほど、わかりました。

それと一つ、下江戸地区の今回の費用は大体、あそこだけでどのぐらいの修繕費用になるのでしょうかね。

下水道課長 約 1 億 6,000 万円ほどの予算を見込んでおります。

委員長 ほかございますか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 69 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 69 号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 77 号 那珂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部よりご説明願います。

下水道課長 それでは、議案書の 43 ページをお開きください。

議案第 77 号 那珂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

提案理由でございます。

下水道事業につきましては、平成 28 年 3 月に那珂市下水道事業地方公営企業法適用方針を定め、平成 30 年第 3 回定例会産業建設常任委員会において地方公営企業法の適用後の取り扱い及びスケジュールを報告いたしました。この報告に基づき、地方公営企業法の適用に係る条例を改正するものです。

説明の前に、昨年年第 3 回定例会産業建設常任委員会において説明いたしました内容を前段として少しお話しさせていただきたいと思っております。

この地方公営企業法の適用ですが、経営成績や財政状況など、みずからの経営状況によりの確な把握において、経営の健全化、自由度、効率化とサービス向上に取り組むことが求められ、人口 3 万人以上の団体に当たっては、令和元年度までに移行することが必要となっているところでございます。

当市における法適用後の事務の取り扱いですけれども、対象事業といたしましては、公共下水道事業、農業集落排水事業になります。

適用範囲ですが、当市では上下水道部で水道事業及び下水道事業の事務執行を行っていますが、水道事業については全部適用、管理者非設置を採用していることから、この業務体制を継続し、財務に関する規定のほか、組織及び職員の身分取り扱いに関する規定を含めた地方公営企業法の全部の規定を適用するものでございます。

それでは、104 ページをお開きください。

那珂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

1、条例改正の構成。

現在、水道事業については、那珂市水道事業の設置等に関する条例について、公営企業として設置されています。法の適用により、下水道事業も公営企業として設置されることに伴い、設置条例に下水道事業を組み込み、那珂市公営企業の設置等に関する条例とし、あわせて関連する 14 の条例の改正を行うものです。

2、条例改正の概要です。

那珂市水道事業の設置等に関する条例、本則になります。先ほどお話ししました題名の

変更、目的規定（第1条）、下水道事業を設置する規定（第2条第2項）、下水道事業に法の全部適用する規定（第3条）、経営の基本に公共下水道事業及び農業集落排水整備事業の規定（第4条第3、4項）をそれぞれを条文追加。重要な資産の取得及び処分（第7条）、議会の同意を要する賠償責任の免除（第8条）、議会の議決を要する負担付き寄附の受領等（第9条）の金額の変更、法の適用に伴う字句の修正になります。

関連するほかの14条例ですけれども、下記のとおりになります。

那珂市下水道事業基金条例、法の適用に伴い廃止です。

那珂市行政組織条例について、市長部局からの上下水道部の削除。

那珂市職員定数条例、市長部局と公営企業の職員数の変動。

那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、下水道事業審議会の名称の変更。

那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例、法の適用に伴う字句の修正、過料の対象の整理。

那珂市農業集落排水整備事業分担金に関する条例、法の適用に伴う字句の修正、分担金の徴収方法の条文改正。

那珂市公共下水道条例、法の適用に伴う字句の修正、過料の対象の整理。

那珂市公共下水道事業受益者負担金に関する条例、法の適用に伴う字句の修正、認可区域外流入に関する分担金の条文の改正になります。

那珂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、法の適用に伴う字句の修正。

那珂市水道事業の剰余金の処分等に関する条例、法の適用に伴う字句の修正。

次ページをお願いいたします。

那珂市水道事業給水条例、法の適用に伴う字句の修正。

那珂市特別会計設置条例、特別会計から下水道事業の削除。

那珂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、法の適用に伴う字句の修正。

那珂市農業集落排水整備事業基金条例、法の適用に伴う字句の修正。

下水道事業の形態は公営企業となりますが、事業内容としましては従前の下水道事業を継承していくため、条例の内容を大きく改正するものではございません。改正の内容の主なものは、次のとおりになります。

条例中、「市長」を「下水道事業の職務を行う市長＝事業者」に改めます。段中ですけれども、8行目になりますけれども、那珂市の部分から読ませていただきたいと思いません。那珂市の代表者である市長と管理者の権限を行う市長と、どちらの権限で行う事務を規定していたのかを明確にするため、前者を「市長」とし、後者を「下水道事業の職務を行う市長＝事業者」と整理いたしました。

条例中、「規定で」を「事業者が」に改める。こちらも段中5行目、那珂市ではのどこ

ろをごらんください。

那珂市では、公営企業の管理者を「下水道事業の職務を行う市長＝事業者」と規定するため、条例中、「規則で」を「事業者が」に改めます。また、条例に関する規則、規定、要綱等も改廃します。

3、条例の施行期日ですけれども、令和2年4月1日といたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第77号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第82号 令和元年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

執行部よりご説明願います。

下水道課長 それでは、議案第82号 令和元年度那珂市下水道事業特別会計補正予算書1ページをお開きください。

議案第82号 令和元年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

第1表、債務負担行為補正、追加分になります。

事項としましては、マンホールポンプ維持管理業務委託。期間につきましては、令和元年度から令和2年度まで。限度額1,188万円。

公共下水道の中継マンホールポンプにつきましては、常時生活排水の流入があり、休みなく稼働している施設でございます。その施設について、切れ目なく維持管理する必要があることから、令和2年4月1日から業務期間とするため、今年度中に契約締結するためでございます。

説明は以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 82 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 82 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 83 号 令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。

執行部よりご説明願います。

下水道課長 議案第 83 号 農業集落排水整備事業特別会計補正予算書 1 ページをお開きください。

議案第 83 号 令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第 2 号)についてご説明いたします。

3 ページをお開きください。

第 2 表、債務負担行為になります。

事項としましては、処理施設維持管理業務委託。期間につきましては、令和元年度から令和 2 年度まで。限度額 7,531 万 5,000 円。

農業集落排水処理施設の 6 地区は、常時生活排水の流入があり、汚水処理場等、休みなく稼働している施設につきましては切れ目なく維持管理する必要があることから、令和 2 年 4 月 1 日から業務期間とするため、今年度中に契約締結するものでございます。

5 ページをお願いいたします。

歳入になります。款項目、補正額の順にご説明いたします。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 300 万円。

次のページをお開きください。

歳出になります。款項目、補正額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、2 目維持管理費 300 万円。処理場内の汚泥処理に関する経費の増が見込まれるものになります。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

福田委員 ちょっと補正に関してとは違って、下水道課ですから加えて質問しますけれども、農業集落排水と、それから公共下水道の事業が地域によって違うということ、これはどういう基準で、どここの地区は公共下水道、それからここは農業集落排水と、この基準というのはどういうことでやっているのか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

下水道課長 まず、公共下水道でございますけれども、まず、やっぱり人口密集地でございます菅谷地区、市街化の地域をまず整備いたしました。また、あと農業集落排水というところでいきますと、やはり農村地区、西木倉とか戸崎地区というのを一番最初に手がけていったかと思えますけれども、今、酒出地区をやっておりますけれども、やはりその農業集落排水というのは主に農村、農業が盛んな地区というふうな形で分けをしているところでございます。

福田委員 そうすると今の説明では、その地域が農業ということであればですよ、例えば、一地域の全部の面積が、いわゆる地目が調整区域、農振地域、そういうところというのはどうして農業集落排水じゃなかったんですか。

下水道課長 福田委員がおっしゃるその地区というのはどちらの地区を……

福田委員 例えば飯田地区あるいは我々の福田地区、これ全部、農振それから調整区域、全地域ですよ。それでいて農業集落排水が適用されない。その基準というのはどこで決めていくのかというのがわからないんですよ。

下水道課長 まず、公共下水道としまして、流域下水道という処理場というのがひたちなか市の奥というか、海のほうにありますけれども、その流域下水道というのを県のほうで整備していただきました。その流域下水道のほうに那珂市は公共下水道のほうを放流させていただいております。その放流する本管が一番最初に、真っ先に整備しまして、その本管自体が、例えば今、委員が言われました飯田地区、また、さらに福田地区も近くにその本管があるというところから、当初の計画の中で公共下水道への接続の計画というふうになっていたかと思われま。

福田委員 全くそれは理屈に合わないよ。そう思わない。だって、本管だけが通っているから、その地域は公共下水道なんですよと、そういう意味でしょう。

本管の工事に関しては、その地域というのは協力しているんですよ、地権者が。それでいて、そういう調整区域あるいは農振地域であっても、そこが全然進んでいないんですよ。

だから、なぜそういうことを言うかということ、優先順位が全く違うんです。それで最初の説明では、その地域が農業関係ということでしょう。そうしたら全く理屈に合わないでしょう、なおかつ。そう思わないですか。

だから、いわゆる地域の指定が何を基準に、基準というのはあるんですか。この地域は公共下水道、ここは農業集落排水という基準というのは、何を基準にして選定しているんですか、地域に対して。

下水道課長 まず、農業集落排水につきましては、もうこの酒出地区をもちまして終了というところでございますので、ほかの地区についてはもう公共下水道で行っていき、そういうふうな全体計画ではなっています。ただし、6月の常任委員会でも、全体計画の部分を下水道でずっとやっていくと時間がかかるというふうにご指摘もいただいておりますので、今、その全体計画、公共下水道で行うところについても合併浄化槽というせっかくすぐれた機能もあるのだから、そういった地区も設けてはいかかなものかというようなご提案もいただいておりますので、そのように公共下水道でいこうとしたところについても、合併浄化槽で適用できないかと、また、それについての補助金を加算していきながら住民のご理解をいただきたいというふうにご考えているところでございます。

福田委員 当初の説明で、その地域が農業従事者が多いというようなこと、それとは理屈が全く今の説明では合っていませんよ。だって、全地域がそういうふうな縛られているんですよ、農地法で。その地域が農業集落排水じゃなくて公共下水道、それにはいわゆる本管が通っているから。それは全く理由に、理屈にならないと思うんだよね。

これは補正の件ですから、余りそれ以上は質問しないでですけども、ただ、その基準というのがどうも我々にはわからない。それと同時に、じゃあ仮に今、この地域は公共下水道ですよということなんです、それを例えば農業集落排水に変えることは可能なんですか。それはどうなんですか。

今後のいわゆる地域の公共下水道か、あるいは農業集落排水かということ。農業集落排水というのはもう全て終わっていますよね。

下水道課長 今のご質問につきましては、公共下水道の計画から外れれば、またそういう集落排水としての協議というのは、所管の部署と協議は行うことは可能です。

福田委員 そうすると、A地区は公共下水道で計画をしていたけれども、農業集落排水に変えるということも可能だということ、こういうことですよ。

下水道課長 例えば今、農業集落排水事業で行った地区も公共下水道のほうに流すということも可能ですので、それは協議することは可能ということになります。

福田委員 ということは、これからの課題ですね。そういうことも検討していくということはあるんですか。

下水道課長 農業集落排水につきましては、先ほど申したとおり、今のところ本市としては農業集落排水事業は完了というふうにご考えております。

福田委員 ちょっとそれじゃおかしいですよ、それじゃ。

委員長 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時39分）

再開（午前10時59分）

委員長 再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 83 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 83 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

すみません、副委員長のほうから一つ質問がありますので、よろしくお願いします。

副委員長 今回の災害で、結構下水道関係の設備の損害がありました。復旧するというのはもちろんだと思うんですが、今度、復旧するときに、今の仮のものは別として、次に同じような被害に遭わないようにすることをどういうふうに考えているか、ちょっと考えがあったら聞きたい。

要するに、どのくらいの頻度でああいうことが起こるかという考えが、まずあるかないかということと、それから、もし頻繁に起こるようだったら、毎回のようこういうふうに損害があったら困るわけですね。その辺、どちらがどっちという話ではないんですけど、頭の中に考えが何かあると思うので、お伺いしたいと思います。

あるいは、とりあえずはとにかく復旧するだけだという答えならそれはそれで、お伺いしたい。

下水道課長 頻度としましては、確かに最近は、災害は忘れないうちに来るとというのが最近の流れではありますけれども、今回の施設、例えば神崎額田地区のマンホールポンプの制御盤につきましても、やっぱり低いところなんですけれども、それなりに高く想定して、制御盤が人が何とか届くぐらいの高さのところまではやっていたんですね。それでもそういうふう被害が起きてしまったということていくと、維持管理を行う上では、それ以上今度高くすると、今度、何か毎回毎回管理するのが厳しいところがあるので、今回の災害復旧で直す部分については、やっぱり現状のところでの復旧ということで考えています。やはり、余り災害は毎年来ないだろうというところでの思いです。

下江戸につきましても、同じように処理場の部分をかさ上げしようとしたところで、やはりそこは、そんなには、通常は冠水しない、当初も計画の中ではある程度、河川というか、東平地川という排出先がありますから、そこが氾濫した場合にはということも想定しながら高さを設定していた経緯はありますけれども、やはりそこは、今回のケースというのは本当にまれだったというふうと考えております。

委員長 よろしいですか。

暫時休憩いたします。執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩（午前 11 時 02 分）

再開（午前 11 時 03 分）

委員長 再開いたします。

水道課が出席しております。

議案第 85 号 令和元年度那珂市水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

執行部よりご説明願います。

水道課長 水道課長の澤島です。ほか 3 名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

議案書 162 ページの次のページをお開きください。

議案第 85 号 令和元年度那珂市水道事業会計補正予算（第 1 号）。

総則、第 1 条、令和元年度那珂市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

債務負担行為、第 2 条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおり定める。

内容につきまして、事項、期間、限度額の順で説明いたします。

水道施設運転管理等業務委託、令和元年度から令和 5 年度まで、3 億 8,925 万 7,000 円。

続きまして、令和 2 年度自家用電気工作物定期点検業務委託、令和元年度から令和 2 年度まで、128 万 7,000 円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（なし）

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（なし）

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 85 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第 85 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入れかえをお願いいたします。

再開を 11 時 20 分といたします。

休憩（午前 11 時 06 分）

再開（午前 11 時 20 分）

委員長 再開いたします。

土木課が出席しております。

訴えの提起についてを議題といたします。

執行部よりご説明願います。

土木課長 土木課長の今瀬です。ほか 3 名の職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、常任委員会資料の 15 ページをお開きいただきたいと思います。那珂市のちを支える自殺対策計画資料の後になります。

それでは、訴えの提起についてということでご説明いたします。

本案件につきましては、旧茨城県住宅供給公社が買収しました土地の名義が変更できないまま、旧瓜連町に権限移譲されまして、その土地を民法第 162 条の取得時効によりまして、那珂市の名義にするということで、所有権移転の登記手続を求める訴えを提起するものでございます。

まず初めに、占有地の経緯からご説明いたします。資料の 19 ページをお開きください。

土地の所在地は、那珂市平野台になります。この地図で右上に国道 118 号線が通っていきまして、スーパーカスミの交差点から平野台団地に向かいまして、図面で言います右側の丸い印のところになります。前のページの 18 ページが拡大した地図ですが、地番でいいますと、那珂市平野 1229-5 という地番になります。

この土地につきましては、昭和 47 年から旧茨城県住宅供給公社が平野台の団地の造成ということで、開発を始めたところでございます。その土地に、次の 17 ページにあります所有者 6 名の方の共有の土地がありまして、そちらの土地がこの団地の造成に関わるということで、買収の対象者となりました。

その中で、この土地の所有者が、供給公社が買収する前に第三者の方へ譲渡しまして、供給公社は、その第三者の方と契約を結びまして、造成、また、道路の整備が進んだということになります。しかし、所有権移転をしたんですが、実際にはこの 6 名の方の所有のまま登記が残っていきまして、また、地図も先ほど見ていただいた形のまま残っているということになっております。

当初、供給公社から、作業が始まりまして、昭和 59 年、約 35 年ぐらい前に分譲が開始されました。最終的に供給公社が平成 22 年に自己破産をしておりますが、平成 13 年、こちらの土地含めて瓜連町のほうへ寄附をされています。権限が譲渡されまして、合併の平成 17 年、那珂市になりまして、その事務が引き継がれたということになります。

しかし、土地というところは全て整地、造成、道路もできておるんですが、名義の所有

権の手続がなされていないまま来ております。平成 25 年にこの土地の引き合いのお話がありまして、今回の案件がわかったということで、昨年からこちらの土地の名義の変更手続をするという業務にかかっているということになります。

それで、まずこちらの当初 6 名でありましたけれども、相続がなされていないので、現在約 100 名近い方が対象者となっております。こちらの資料の概要のほうにもありますけれども、この中にブラジルに移住された方がお二人いらっしゃいまして、その方を含めまして約 100 名近い人数になっております。

今回、時効取得ということですが、この資料の下のほうに書いてあると思います民法第 162 条というところで、20 年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。また、10 年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得するという項目がございます。今回、この時効取得ということで、裁判を行うということで、この案件を提起したものでございます。

現在、土木課のほうで業務を進めておりまして、これから顧問弁護士の先生と相談しまして、こういった手続を踏むということで業務を進めております。

それと、この土地の詳細につきましては、面積が 187 平米全体でございます。そのうち道路分として、分割をしている線は入っていませんけれども、道路として考えられる面積が 23.9 平米でございます。それ以外、造成されました土地が 163.1 平米ということになっております。

今後、時効取得した場合に、最終的には道路と造成した部分と分けまして、市のほうの名義ということに考えております。先ほど申しましたように、ブラジルに行っている方も昭和 3 年生まれ、昭和 9 年生まれということで、年齢的にも 80 代、90 代と高齢な方がいらっしゃいます。また、ブラジルでは印鑑証明という手続もございませんし、領事館に移動する手続を踏まえましてもかなりの距離を移動しなければならないと。高齢の上にそういった負担もかかりますし、手続上かなり複雑になっておりますので、今回、時効取得ということで進めたいというふうに考えております。

これからのスケジュールにつきましてですけれども、現在、顧問弁護士の先生の方に相談しながら、訴状を完成する手続を進めております。

すみません、16 ページのスケジュールのほうをお願いします。

現在、顧問弁護士の先生の方に訴状の手続をお願いしているところでございます。年明けになりまして、法務局と協議をしまして、3 月に専決処分の議会報告ということで予定しておりまして、新年度になりましたらば、裁判の中でこういった処理をしていくという予定でおります。

説明は以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、本件を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩（午前 11 時 30 分）

再開（午前 11 時 31 分）

委員長 再開いたします。

都市計画課及び総務課が出席しております。

議案第 75 号 那珂市都市公園条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部よりご説明願います。

都市計画課長 都市計画課長の海老沢です。都市計画課より 2 名、総務課より 3 名が出席しております。

それでは、着座にて説明させていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、議案書 31 ページをお開きください。

議案第 75 号 那珂市都市公園条例等の一部を改正する条例。

那珂市都市公園条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由としましては、那珂市都市公園条例及び那珂市営グラウンドの設置及び管理に関する条例及び那珂市営テニスコートの設置及び管理に関する条例において、公の施設の広域利用に関する使用料について定められているが、広域利用の適用範囲の表現がわかりにくいため、文言の修正を行うものです。

次のページをお開きください。

那珂市都市公園条例等の一部を改正する条例。第 1 条、那珂市都市公園条例等の一部の改正。第 2 条としまして、那珂市営グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正。第 3 条としまして、那珂市営テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正。

次のページになります。

こちらが那珂市都市公園条例の新旧対照表になります。

次のページになります。

那珂市営グラウンドの設置及び管理に関する条例の新旧対照表と、那珂市営テニスコートの設置及び管理に関する条例の新旧対照表になります。

次のページになります。

今回の条例の改正に対する概要表になってございます。

以上になります。よろしく申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 75 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 75 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩(午前 11 時 34 分)

再開(午前 11 時 35 分)

委員長 再開いたします。

建築課が出席しております。

議案第 76 号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部よりご説明願います。

建築課長 建築課長の渡邊です。ほか 3 名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案書 36 ページをお開きください。

議案第 76 号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例。

那珂市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由になります。

平成 29 年の民法改正により、個人根保証契約に極度額の定めのない保証契約は無効となること規定されたことから、連帯保証人における極度額の設定が必要になり、また、入居の条件となっている連帯保証人の確保が困難な場合に対応するため、自然人の連帯保証人と家賃債務保証法人を選択できるよう、本条例の一部を改正するものです。

1 枚めくっていただき、37 ページをごらんください。

こちらが那珂市営住宅条例の一部を改正する条例になります。

次のページが今回の条例改正の新旧対照表となります。

さらに 2 枚めくっていただき、41 ページをごらんください。

今回の那珂市営住宅条例の一部を改正する条例の概要となっております。

それでは、今回の条例の改正についてご説明を申し上げさせていただきます。

条例第 2 条、用語の定義でございます。本改正に伴いまして、用語の定義を明確化するため、同条第 5 号に「債務等」、同条第 6 号に「連帯保証人等」を追加いたしました。

続きまして、条例第 11 条、入居の手続でございます。現行条例では 2 名の連帯保証人

を求めておりましたが、連帯保証人等の確保が容易になるよう、連帯保証人の人数を削除いたしました。これにより1名でもよいという形で解釈をいたします。

続きまして、条例第14条、連帯保証人等の設定でございます。同条第2項の連帯保証人等の要件につきまして、今回の民法改正により、個人根保証契約において極度額の設定が必要になったことから、連帯保証人の確保が困難な場合も想定されます。これに対応するため、自然人の連帯保証人と家賃債務保証法人を利用した家賃債務保証委託契約を選択できるようにいたしました。また、同条第4項におきましては、今回の民法改正により、個人根保証契約に極度額の定めのない保証契約は無効となることから、自然人の連帯保証人が負担する極度額を設定いたしました。この極度額につきましては、家賃の上限となる近傍同種家賃に家賃滞納後から明け渡し請求及び法的措置を講ずるまでの期間9月を乗じた額といたしました。

なお、現行条例の同条にて規定されておりました連帯保証人の要件につきましては、新たに要綱のほうで定めてまいります。

次のページをごらんください。

条例第19条、敷金でございます。今回の条例改正により、「第11条第1項第2号」が「同条同項第3号」に、また、条例第20条、修繕費用の負担でございますが、こちらの同条第1項、括弧内「次条第4項」を「次条第4号」へと項ずれと引用箇所を改めました。

続きまして、条例第42条、住宅の明け渡し請求でございます。同条第3項において、住宅の明け渡し請求をする際、徴収できる利率を年5%としておりますが、今回の民法改正におきまして法定利率が年3%と引き下げられ、さらに今後3年ごとに見直しをされ、変動することを踏まえ、今後の利率の変動に対応するため、法定利率と文言を改めました。

最後に、附則といたしまして、施行期日を令和2年4月1日といたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

關委員 ちょっと全く言葉の意味がわからない箇所がありまして、個人根保証契約というのは簡単にいうとどんなものなんでしょう。

建築課長 連帯保証人の契約という意味になります。

關委員 そういう意味ですか。

建築課長 家賃のとき、連帯して債務を負っていただくというような意味ととっていただければよろしいかと思えます。

委員長 私のほうから2点確認したいんですけども、今回のような災害にあったときに、保証人というのはやっぱり立てる必要があるんでしょうか。

建築課長 今回の災害に対応いたしまして、一時的に住宅のほうを使用させていただいております。こちらについては、公営住宅の目的外の使用としておりますので、公営住宅のほうで要求している内容、条件等については、今回該当しないという形で対応させていただいております。

委員長 もう1点、すみません。出る場合に修繕費用がかかりますけれども、やっぱりこの災害の方に関しては、その修繕費用も目的としないということによろしいのでしょうか。

建築課長 おっしゃるとおりでございます。

委員長 了解しました。

ほかございますか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、那珂市空き家バンク制度実施要綱の改正についてを議題といたします。

執行部よりご説明願います。

建築課長 それでは、那珂市空き家バンク制度実施要綱の改正についてご説明を申し上げます。

常任委員会資料20ページをお開きください。

初めに、改正の理由でございます。

現在、空き家バンク制度を平成29年度より運用しているところでございますが、いまだに空き家の登録がない状況となっております。このような中、現要綱では登録のできない市街化調整区域の空き家を登録したいというご相談が複数ございました。また、那珂市空き家対策協議会におきましては、老朽化や損傷が激しく、大規模な修繕が必要とされる建物についても登録を受け付けてもよいのではないかというご意見をいただきました。

このようなご意見やご要望を踏まえまして、空き家の登録において、市内全域の空き家が登録できるよう対象区域を改めるとともに、老朽、損傷等が著しい建物及び大規模な修繕が必要と認められる建物においても登録できるよう要綱を改正するものでございます。

続きまして、改正の内容でございますが、こちらにつきましては後ほど新旧対照表をご

らんになりながらご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

1枚めくっていただき、21ページをお開きください。

こちらは那珂市空き家バンク制度実施要綱の一部を改正する要綱でございます。

さらに22ページをごらんください。

こちらからが那珂市空き家バンク制度実施要綱の新旧対照表となります。

それでは、内容についてご説明を申し上げます。

第2条、定義でございます。

現行要綱同条第1号のウ、老朽、損傷等が著しい建物、エ、大規模な修繕が必要と認められる建物につきましては、空き家の定義に該当しないものとしておりましたが、この項目を削除し、老朽や損傷の度合いにかかわらず、全ての建物が該当するものといたします。

続きまして、1枚めくっていただき、23ページをごらんください。

第5条、空き家バンクの登録要件でございます。

現行要綱同条第1号で現在、市街化区域と市街化調整区域の区域指定区域に存在する空き家の登録を受け付けているところでございますが、これを削除し、対象区域を市内全域に拡大いたします。ただし、都市計画法で規定されている属人性などの要件につきましては、従来どおりの適用となります。

続きまして、第8条第2号及び第10条において文言の訂正を行います。条文中の「第9条」、「第11条」を「次条」という形で改めております。

最後に附則といたしまして、施行期日を令和2年4月1日といたします。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、本件を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入れかえをお願いします。

休憩（午前11時45分）

再開（午前11時46分）

委員長 再開いたします。

農政課が出席しております。

議案第74号 那珂市農業活動拠点施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部よりご説明願います。

農政課長 農政課長の平野です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いたします。

座って説明いたします。

議案書の27ページをごらんください。

議案第 74 号 那珂市農業活動拠点施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市農業活動拠点施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございます。

本条例において、市内に住所または勤務地等を有していない者が施設を使用する際の使用料の額について規定しておりますが、表現がわかりにくいため文言の修正を行うものです。

28 ページに改正の条文がございます。29 ページに新旧対照表を添付してございます。

30 ページをお開きください。

条例の概要についてご説明いたします。

改正の理由でございますが、提案理由と同じでございます。

改正の本文については、別表にあります農業活動拠点施設使用料の備考 1 にあります文言を訂正するものでございます。

附則につきましては、施行期日については公布の日からといたします。

以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 74 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 74 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本日の議題は全部終了いたしました。

以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 (午前 11 時 49 分)

令和 2 年 3 月 3 日

那珂市議会 産業建設常任委員会委員長 木野 広宣